

# 児童手当などの 手続をしましょう

問い合わせ  
こども家庭課（市役所4階）  
☎55-2738 ☎51-0247



	受給資格者など	申請者の所得制限など	手当の月額など	申請に必要なもの		
児童手当	0歳～中学3年生修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している人	所得制限限度額は、扶養人数によって異なります。所得額は、給与収入の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の額です。また、その額から医療費控除額などが控除されます。	<b>■所得制限限度額未満の場合</b> <b>《3歳未満》</b> 一律 <b>1万5,000円</b> <b>《3歳以上小学6年生まで》</b> 3人目以降 <b>1万5,000円</b> 1人目・2人目 <b>1万円</b> <b>《中学生》</b> 一律 <b>1万円</b> <b>■所得制限限度額以上の場合</b> 一律 <b>5,000円</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●申請者名義の預金通帳</li> <li>●申請者の健康保険証、もしくは年金加入証明書（用紙はこども家庭課にあります）</li> <li>●申請者のマイナンバーカード（もしくは通知カード及び運転免許証などの顔写真つき身分証明書）</li> <li>●配偶者のマイナンバーカードもしくは通知カード</li> </ul>		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養人数(例)</th> <th>所得制限限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td><b>698万円</b></td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td><b>774万円</b></td> </tr> </tbody> </table>			扶養人数(例)	所得制限限度額
扶養人数(例)	所得制限限度額					
2人	<b>698万円</b>					
4人	<b>774万円</b>					
児童扶養手当	次に該当する18歳以下の児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父（事実上婚姻関係がある人は除く）、養育者 <ul style="list-style-type: none"> <li>●離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない</li> <li>●父または母が重度の障害の状態にある</li> <li>●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている</li> </ul> ※18歳以下とは、18歳到達後最初の3月31日まで。	<b>全部支給</b> 例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 <b>95万円</b>	<b>児童1人</b> <b>4万2,290円</b> (平成29年4月～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子家庭等の確認書</li> <li>●申請者と児童の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）</li> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●申請者名義の預金通帳</li> <li>●申請者の健康保険証</li> <li>●申請者の年金手帳</li> </ul> ※申請者本人による事前相談が必要です。		
		<b>一部支給</b> 例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 <b>268万円</b>	<b>児童1人</b> 所得に応じて <b>9,980円～4万2,280円</b> (平成29年4月～)			
母子家庭等医療費	次に該当する20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父（事実上婚姻関係がある人は除く）、養育者及び20歳未満の児童 <ul style="list-style-type: none"> <li>●離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない</li> <li>●父または母が重度の障害の状態にある</li> <li>●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている</li> </ul>	所得税が課せられていない世帯 ※所得税が課せられていても、扶養している児童の年齢・人数や、寡婦（夫）控除のみなし適用により、対象になる場合があります。	<b>助成の範囲</b>			
	小学校就学の始期から義務教育修了までの母子（父子）家庭などの児童で、1回の入院が14日を超えた人	なし	保険診療分の医療費から、付加給付額及びそのほか補填された医療費を控除した額、食事療養標準負担額 ※保険診療の対象にならないもの（個室使用料・健康診断料・容器代など）は助成対象外です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●申請者名義の預金通帳</li> <li>●健康保険証（対象者全員分）</li> </ul>		
こども医療費	対象年齢	<b>自己負担金</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者の印鑑</li> <li>●母子手帳</li> <li>●子どもの健康保険証</li> </ul>		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>通院の場合</th> <th>入院の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>1回 500円</b>                      500円に満たない場合は、その額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし。                 </td> <td> <b>なし</b>                      (食事療養標準負担額を含む)                 </td> </tr> </tbody> </table>	通院の場合		入院の場合	<b>1回 500円</b> 500円に満たない場合は、その額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし。
通院の場合	入院の場合					
<b>1回 500円</b> 500円に満たない場合は、その額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし。	<b>なし</b> (食事療養標準負担額を含む)					
0歳～中学3年生修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）	処方せんの交付により薬局へ行った場合は、薬局での自己負担金はありません。					

※「児童扶養手当」と「母子家庭等医療費」の手続は、申請者本人が直接こども家庭課へ。  
 ※申請が済んでいる人は、手続の必要はありません。詳しくはこども家庭課へ。

どの制度も、申請内容により、欄内の項目以外のものが必要になる場合があります。